

用	令和4年3月31日	51 (12)	4	3 (1)	14	11	1	17 (10)	101 (23)
	合計	243 (13)	566	25 (1)	87	22	5	141 (54)	1,089 (68)
退	令和3年4月1日	26	12	3	30	4	0	36	111
	令和4年3月30日	(1)						(8)	(9)
職	令和4年3月31日	158 (4)	615	48 (1)	64	5	4	96 (46)	990 (51)
	内								
	定年	97	346	28	46	1	4	22	544
	早期退職	13	69	10	6	1	0	4	103
	その他	48 (4)	200	10 (1)	12	3	0	70 (46)	343 (51)
合計	184 (5)	627	51 (1)	94	9	4	132 (54)	1,101 (60)	
再任用		180	424	77	9	3	11	21	725

(注1) 再任用については、更新の者を含みます。

(注2) () は、フルタイムの会計年度任用職員の数を内数で示します。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議事事務局および行政委員会事務局 (令和4年4月定期人事異動) (単位:人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	18	28	220	299	358	546	1,469
うち昇任者数	11	18	71	82	106	—	288

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門 (令和4年4月定期人事異動) (単位:人)

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合計
異動者数	175	246	28	1,508	9	1,966
うち昇任者数	90	98	24	—	—	212

ウ 警察部門 (令和4年3月定期人事異動) (単位:人)

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	16	68	126	224	198	159	791
うち昇任者数	2	12	20	44	46	—	124

2 人事評価の状況 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、令和3年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

- (1) 知事部局 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (2) 教育委員会 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。
- (3) 警察本部 組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および

職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要(令和3年度普通会計決算見込)

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B/A)
3年度	731,068,140千円	170,507,681千円	23.3%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費(令和3年度普通会計決算見込)

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
3年度	17,424人	76,253,488千円	17,180,645千円	31,470,061千円	124,904,194千円	7,169千円
		61.0%	13.8%	25.2%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、令和3年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等(令和4年4月1日現在)

給 料 月 額	知 事	1,250,000 円			
	副 知 事	980,000 円			
議 員 報 酬 月 額	議 長	980,000 円			
	副 議 長	850,000 円			
	議 員	800,000 円			
期 末 手 当	知 事	6 月期	1.625	月分	
	副 知 事	12月期	1.625	月分	
		計	3.25	月分	
	議 長	6 月期	1.625	月分	
		副 議 長	12月期	1.625	月分
			計	3.25	月分

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢(令和4年4月1日現在)

区分	行政職職員		警 察 官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢
県	317,332円	41歳 10月	333,055円	38歳 11月	372,205円	44歳 4月	347,820円	39歳 10月	306,973円	54歳 1月
国	323,711円	42歳 7月								

イ 初任給および採用2年後の給料(令和4年4月1日現在)

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 の給料額	決定初任給	採用2年経過日 の給料額
行政職職員	大学卒	191,370円	202,728円	総合職 195,500円 一般職 182,200円	207,800円 193,900円
	高校卒	157,092円	167,030円	150,600円	158,900円
警 察 官	大学卒	218,854円	234,471円	211,400円	224,100円
	高校卒	186,299円	199,686円	173,400円	185,400円
高等学 校の 教 員	大学卒	213,783円	226,358円		

小・中学校 の教員	大学卒	213,783円	226,358円
--------------	-----	----------	----------

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職 職 員	大学卒	266,715円	306,221円	359,838円
	高校卒	226,655円	264,845円	305,564円

(5) 行政職職員の級別人員(令和4年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課 長 補 佐 (困難)	課 長 補 佐 主 幹 (困難)	主 幹 係 長 (困難)	係 長・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	22人	48人	131人	323人	430人	675人	870人
構 成 比	0.6%	1.3%	3.7%	9.0%	12.0%	18.9%	24.3%

区 分	2級	1級	計
標準的な 職務内容 (代表的 な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	633人	449人 (9人)	3,581人 (9人)
構 成 比	17.7%	12.5%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(注4) ()は、フルタイムの会計年度任用職員の数を含みます。

(6) 職員手当の種類および内容 職員には、給料のほかに手当が支給されます。

令和4年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎 月 決 ま っ て 支 給 さ れ る も の	地域手当	給料月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額合計額に、県内7.5/6を、東京都特別区20/18.5を乗じて得た額との合計額に県内6%、東京都特別区18.5%を乗じた額
	扶養手当	配偶者・父母等各6,500円、子各9,700円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額13,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
勤 務 し た	そ の 他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等
	特殊勤務 手 当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(62種) (全職員に占める手当支給職員の割合 33.3%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額 10,945円(令和3年度実績)) [支給額の多い手当]

実績に応じて支給されるもの		教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 49,215円(令和3年度実績。一般行政・警察を含む。)				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.3月分を2回に分けて支給				
	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
		定年・勸奨	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	早期退職特例措置 2%~45%加算				
	(注) 令和3年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,211万円、自己都合などの場合で148万円です。					

(注) 退職手当については、令和3年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況(令和3年1月1日~令和3年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)/(c) 平均取得日数	(b)/(a) 取得率
知事部局	122,374.1日	34,551.9日	3,122人	11.1日	28.2%
教育委員会	438,658.2日	127,072.7日	11,020人	11.5日	29.0%
警察本部	95,990.2日	29,179.8日	2,433人	12.0日	30.4%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,920.7日	470.8日	49人	9.6日	24.5%
企業庁	2,615.0日	933.4日	72人	13.0日	35.7%
病院事業庁	41,874.1日	16,050.3日	1,162人	13.8日	38.3%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(令和3年度) (単位:人)

任命権者の別	令和3年度中の育児休業状況 (全職員)						令和3年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	42	83	3	53	2	5	83	35	37	35	2	0	0	0
教育委員会	50	847	2	39	1	6	266	392	22	392	0	0	1	0
警察本部	12	73	0	15	0	3	144	33	7	33	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	2	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	5	90	0	48	0	13	19	34	5	34	0	15	0	8

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況(令和3年度) (単位:人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知事部局	0	1	2
教育委員会	1	2	5
警察本部	0	0	1
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	1	1
合計	1	4	9

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分状況(令和3年度)

ア 職員の意に反する降任・免職状況

(単位:人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分状況

(単位:人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	25	0	0	0
教育委員会	108	0	0	0
警察本部	12	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	1	0	0	0
病院事業庁	9	0	1	0
合計	155	0	1	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分状況(令和3年度)

(単位:人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	0	0	0
教育委員会	3	4	1	4
警察本部	0	1	1	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0

病院事業庁	0	0	0	0
合計	3	5	2	4

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職(部長級、次長級および課長級の職等)に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることとしています。

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

(単位:件)

任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	20	7	7	3	3	40

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 件数については、毎年度、前年8月1日から当年7月31日までの1年間の件数を公表しています。

(注4) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/soshiki/324401.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針(知事部局) 人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めています。

(2) 主な研修の実績等(令和3年度)

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステップアップ研修	職階に応じた、職員としての基本的資質や能力・知識の習得を図る。	1,583人
選択型研修	個々の職員が必要な能力に応じた研修を選択し、能力の強化や弱点の補強等を図る。	1,240人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る(OTJ推進員研修、ブラザー・シスター研修、キャリア形成支援研修、本庁勤務フォローアップ研修、障害者雇用理解促進研修、評価者研修等)。	846人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る(人権指導者養成研修、接遇指導者研究会)。	16人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	21人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	13,367人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,016人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	783人

(i) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教職員支援機構主催の教職員中央研修講座に派遣した。	42人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	10人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)。	153人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)。	14人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図る(部門別任用科教養、専科教養等)。	363人

(i) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)。	98人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要な専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた(管区専科教養、警察大学校専科教養等)。	101人

7 福利厚生に関する状況

(i) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(令和3年度)

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	331	522	82
定期健康診断	全職員	5,492	3,577	2,735
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	934	—	1,570
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,737	354	1,467

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況 職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例(昭和31年滋賀県条例第34号)に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数(人)	令和3年4月1日現在 令和4年4月1日現在	5,279 5,361	11,245 11,224
掛金額(千円)	令和3年度 令和4年度	135,372 140,625	396,028 395,031	80,436 81,144
補助金の額(千円)	令和3年度 令和4年度	0 0	0 0	0 0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数(令和3年度)

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	10	3	13
教育委員会	83	7	90
警察本部	25	0	25
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	1	1
病院事業庁	10	3	13
合計	128	14	142

第2 令和3年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況 地方公務員法および職員の任用に関する規則(昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号)の規定に基づき、令和3年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	50人程度	(133)	(96)	73.3	(66)	(34)	(24)	5.4	(18)
		405	297		215	100	55		47
行政 (アピール 試験型)	10人程度	(98)	(72)	69.0	(33)	(17)	(9)	7.7	(7)
		200	138		63	30	18		15
警察事務	7人程度	(33)	(25)	76.1	(17)	(13)	(7)	5.0	(4)
		46	35		23	14	7		4
環境行政	2人程度	(1)	(1)	80.0	(1)	(1)	(1)	4.0	(1)
		10	8		5	4	2		2
社会福祉	14人程度	(20)	(16)	74.3	(8)	(7)	(5)	2.6	(5)
		35	26		16	14	10		9
化学	3人程度	(5)	(2)	50.0	(2)	(2)	(1)	4.0	(0)
		16	8		8	6	2		1
農業	8人程度	(10)	(9)	96.6	(9)	(6)	(4)	3.1	(4)
		29	28		27	16	9		9

林業	2人程度	(3) 9	(0) 6	66.7	(0) 3	(0) 2	(0) 2	3.0	(0) 2
建築	4人程度	(4) 9	(3) 8	88.9	(3) 8	(3) 7	(2) 4	2.0	(2) 4
電気 (電気工学)	2人程度	(0) 5	(0) 1	20.0	(0) 1	(0) 1	(0) 0	—	(0) 0
機械	1人程度	(0) 8	(0) 5	62.5	(0) 4	(0) 2	(0) 1	5.0	(0) 1
総合土木	16人程度	(7) 31	(6) 20	64.5	(6) 17	(5) 15	(2) 9	2.2	(2) 9
計		(314) 803	(230) 580	72.2	(145) 390	(88) 211	(55) 119	4.9	(43) 103

(注) () は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 上級試験—経験者—

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	5人程度	(63) 316	(46) 200	63.3	—	(7) 46	(3) 19	10.5	(3) 14
総合土木	4人程度	(2) 10	(2) 7	70.0	—	(1) 6	(1) 4	1.8	(1) 2
計		(65) 326	(48) 207	63.5	—	(8) 52	(4) 23	9.0	(4) 16

ウ 上級試験—特別募集(化学、電気(電気工学)、総合土木)—

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
化学	1人程度	(5) 16	(2) 9	56.3	—	(0) 6	(0) 3	3.0	(0) 3
電気 (電気工学)	2人程度	(0) 10	(0) 8	80.0	—	(0) 5	(0) 3	2.7	(0) 3
総合土木	5人程度	(3) 13	(2) 8	61.5	—	(1) 4	(0) 2	4.0	(0) 2
計		(8) 39	(4) 25	64.1	—	(1) 15	(0) 8	3.1	(0) 8

エ 初級試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(7) 25	(6) 20	80.0	(5) 15	(3) 4	5.0	(3) 4
警察事務	3人程度	(15) 19	(15) 18	94.7	(12) 15	(2) 3	6.0	(2) 2
総合土木	2人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(1) 1	(1) 1	2.0	(0) 0
計		(23) 46	(22) 40	87.0	(18) 31	(6) 8	5.0	(5) 6

オ 小・中学校事務職員採用試験

	申込者数	受験者数	1次試験	1次試験	最終	最終	採用者数
--	------	------	------	------	----	----	------

区分	採用予定 人員	人	人	受験率 %	合格者数 人	合格者数 人	競争率 倍	人
小・中学校 事務職員A	4人程度	(90) 153	(65) 114	74.5	(7) 20	(3) 5	22.8	(3) 5
小・中学校 事務職員B	10人程度	(21) 49	(19) 43	87.8	(9) 26	(3) 10	4.3	(3) 9
計		(111) 202	(84) 157	77.7	(16) 46	(6) 15	10.5	(6) 14

カ 就職氷河期世代を対象とした採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	5人程度	(144) 385	(99) 260	67.5	(14) 52	(7) 25	(1) 5	52.0	(1) 3
総合土木	5人程度	(0) 23	(0) 18	78.3	—	(0) 15	(0) 2	9.0	(0) 2
計		(144) 408	(99) 278	68.1	(14) 52	(7) 40	(1) 7	39.7	(1) 5

キ 任期付職員採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
一般事務	12人程度	(26) 54	(19) 39	72.2	(15) 31	(12) 16	2.4	(10) 13

ク 警察官(男性)採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人	
県内	A (第一回)	45人程度	338	281	83.1	261	53	5.3	42
	A (第二回)	5人程度	93	66	71.0	31	2	33.0	1
	B	12人程度	85	83	97.6	60	12	6.9	12
計		516	430	83.3	352	67	6.4	55	
県外	A	若干人	—	23	—	22	1	23.0	1
	B	若干人	—	21	—	17	0	—	0
計		—	44	—	39	1	44.0	1	

ケ 警察官(女性)採用試験

区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
A(第一回)	8人程度	123	98	79.7	92	10	9.8	7
A(第二回)	2人程度	27	20	74.1	12	2	10.0	2
B	4人程度	24	22	91.7	17	3	7.3	3
計		174	140	80.5	121	15	9.3	12

コ 障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(11)	(9)	83.9	(1)	8.7	(1)

		31	26		3		3
小・中学校事務	2人程度	(3) 10	(1) 7	70.0	(1) 2	3.5	(0) 1
計		(14) 41	(10) 33	80.5	(2) 5	6.6	(1) 4

(注) 申込者数、受験者数および合格者数は第1志望のみの実人数であり、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望しているものを含む。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位:人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
職					
部長およびその相当職	4	—	—	—	4
次長およびその相当職	1	—	—	—	1
課長およびその相当職	9	2	2	—	13
課長補佐およびその相当職	9	4	—	—	13
係長およびその相当職	15	12	—	—	27
主事、技師およびその相当職	141	18	10	4	173
技能労務職	3	—	—	—	3
計	182	36	12	4	① 234

警 察 官	
職	
警 視	2
警 部	10
警 部 補	3
巡 査 部 長	2
巡 査	3
計	② 20
合計 (①+②)	254

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位:人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判定員	9	9	保健師	18	18
児童指導員	4	4	司書	1	1
児童福祉司	5	5	武道指導員	2	2
保育士	1	1	科学捜査研究所の研究者	1	1
職業訓練指導員	2	2	技術員	3	3
企業庁水道技術者	4	4	育休代替任期付職員(一般事務)	26	26
学芸員	3	3	育休代替任期付職員(自立支援員)	1	1
工業技術総合センターの技師	4	4	育休代替任期付職員(獣医師)	1	1
医師	3	3	配偶者同行休業代替任期付職員(一般事務)	1	1
獣医師	5	4	産前産後休暇代替任期付職員(一般事務)	4	4
薬剤師	4	3	行政(データサイエンス)	2	2
診療放射線技師	1	1	任期付職員(林業、土木、農業土木)	15	15
歯科衛生士	1	1	計	121	119

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびこれに相当する職以上の職をいう。)に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位:人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	21	21	薬剤師	8	2
歯科医師	1	1	管理栄養士	25	1

看護師	115	62	臨床検査技師	15	4
医療事務	3	0	理学療法士	4	2
診療放射線技師	12	2	会計年度任用職員	218	104
言語聴覚士	8	1	計	430	200

(注1) 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(注2) 会計年度任用職員は、フルタイムの人数を示します。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員						警 察 官	
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	職	
部長およびその相当職	9	—	—	2	11	警 視	13
次長およびその相当職	16	—	—	2	18	警 部	—
課長およびその相当職	65	2	—	6	73	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	73	2	4	14	93	巡査部長	—
係長およびその相当職	96	6	9	11	122	計	② 13
計	259	10	13	35	① 317	合計 (①+②)	330

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況 本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、令和3年10月11日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 民間給与との比較

ア 月例給

公民較差(新規採用者を除く。) △8円 0.00%

(参考) 人事院報告 官民較差(新規採用者を除く。) △19円 0.00%

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合 4.30月(公務の支給月数 4.45月)

(2) 給与改定の内容

ア 月例給

民間給与との較差が極めて小さく、給料表および諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ(年間支給月数4.45月分 → 4.30月分)

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

ウ 実施時期 条例の公布日

(3) その他

ア 人材の確保、育成等

(7) 引き続きWebを効果的に活用した説明会やセミナーを実施するとともに、現場見学会や対面での説明会など社会情勢および志望者のニーズに柔軟に対応

(4) 若手職員をはじめとした行政経験の浅い職員へのきめ細やかな助言、指導とともに、係長のマネジメント能力の強化や人事評価制度の活用など、管理職員を含め、組織を挙げた切れ目のない人材育成に取り組む必要

(9) 障害者活躍推進計画に沿って障害者の雇用推進に取り組んでいるところであり、職員が能力を十分に発揮し、やりがいを持って働き続けられるよう職場環境の整備や支援が必要

(5) 女性職員の活躍推進に向け、仕事と家庭生活の両立支援や女性職員のキャリア形成支援を進めることが重要

イ 働き方改革の実現に向けた取組の推進

(7) 自治体におけるDXの推進も踏まえ、行政の仕事の進め方にも変革が求められていることから、「新しい日常」に対応した多様で柔軟な働き方を推進し、行政機能の維持・向上に取り組む必要

- (イ) 新型コロナウイルス感染症業務への対応等により、長時間の時間外勤務を命じざるを得ない状況があるため、業務の更なる見直しとともに業務量と人員配置の適正化に取り組む必要
- (ロ) 教員の業務量の適切な管理と併せて、多様な職種が専門性を発揮し、協働して学校運営に携わることであり、教員の負担軽減につなげることが重要
- ウ 意欲を持って働くことができる勤務環境の整備
 - (ア) 仕事と家庭生活の両立支援の推進に当たっては、育児休業等に係る国家公務員における対応や関係法令の動向に留意して、均衡の取れた処遇が図られるよう対応する必要
 - (イ) 管理職員も含め、長時間労働を行った職員に対する医師の面接指導の結果を踏まえ、必要な事後措置や改善策を講じるとともに、業務に不慣れな若手職員や職場環境が大きく変わった職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、職場におけるメンタルヘルスキアの理解促進が重要
 - (ロ) 発生要因を踏まえた課題を共有し、職階に応じたハラスメント防止研修の充実など当事者の視点に立った対策を行うとともに、ハラスメントが生じていると判断した場合には、被害職員の救済および加害職員への対応について、組織的な措置を迅速に講じる必要
- エ 定年の引上げ
 - (ア) 高齢層職員の能力および経験の本格的な活用を図るため、定年の引上げを円滑に導入できるよう、関係部局が連携し、例規や運用体制の整備を図る必要
 - (イ) 質の高い行政サービスの提供体制を確保するため、高齢層職員のみならず若手・中堅層職員も含めた適切な人員配置や組織マネジメントに意を用いる必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 令和3年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求

区 分	令和2年度末 係属件数	令和3年度			令和3年度末 係属件数
		要求件数	審理等回数	終結件数	
給 与	1 件	0 件	3 回	1 件	0 件

(2) 審査請求 令和3年度における係属事案および新規請求事案はない。